

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年(2022年)2月25日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

教育旅行支援事業委託業務

### (2) 業務の目的

道内で実施される教育旅行において、新型コロナウイルス感染症対策として、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むために必要な費用を支援するとともに、道内の観光関連施設において取り組む「北海道スタイル」等の感染症対策の取組状況に関する情報発信や相談対応等の安全・安心な受入体制整備や、道内への教育旅行の誘致活動を行うことにより、道内への教育旅行の維持・誘致を図る。

### (3) 業務の内容

ア 支援金の支給業務

イ 安全・安心な受入体制整備

ウ 教育旅行の誘致活動

### (4) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和5年（2023年）3月30日（木）までの期間

### (5) 納入場所（履行場所）

北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係（本庁舎9階）

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 本店及び事業所が所在する都道府県の税

(イ) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

## 3 参加表明書の提出期限、場所及び方法

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、下記により参加表明書を提出すること。

道において2に掲げる資格を有するかどうかの審査をし、その結果を通知する。

- ア 提出期限  
令和4年(2022年)3月3日(木)17時必着
- イ 提出場所  
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係(本庁舎9階)
- ウ 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

#### 4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限  
令和4年(2022年)3月10日(木)17時必着
- (2) 提出場所  
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係(本庁舎9階)
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

#### 5 説明書等の交付に関する事項

プロポーザルに関する説明書等(企画提案指示書、企画提案型プロポーザル参加表明書、申出書、誓約書、企画提案書様式)は、次により交付する。

- (1) 交付期間  
令和4年(2022年)2月25日(金)(公示の日)から3月3日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の毎日9時から17時まで
- (2) 交付場所  
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係(本庁舎9階)
- (3) その他(ホームページによるダウンロード)  
説明書等は北海道(経済部観光局観光振興課)のホームページにおいてもダウンロードすることができる。

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

#### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称  
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係
- (2) 所在地  
郵便番号: 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先  
電話: 011(204)5303(直通)  
電子メール: [kanko.kyoiku@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kanko.kyoiku@pref.hokkaido.lg.jp)

#### 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案指示書による。